

○学習院女子大学協定留学生奨学金の支給に関する規程（平成14年4月1日施行）

学習院女子大学協定留学生奨学金の支給に関する規程

平成14年4月1日
施行

改正 平成16年4月1日
平成30年4月1日

平成25年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院女子大学に在学する協定留学生（大学院を含む。）に対し、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「協定留学生」とは、学習院女子大学学則第41条第1項第1号及び学習院女子大学大学院学則第37条第1項に定める者をいう。

（奨学金の支給額）

第3条 奨学金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- 一 年間1人あたり50万円以内とし、一括して支給する。
- 二 前号にかかわらず、受入期間が1学期の場合は、1人あたり25万円以内とし、一括して支給する。
- 三 前号にかかわらず、国際交流推進委員会が適当と認めた場合は、1人あたり50万円以内を支給する。

（奨学生の人数）

第4条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の人数は、毎年度若干名とする。

（奨学生の選考）

第5条 奨学生の選考は、書類審査により国際交流推進委員会が行う。

2 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

（決定の通知）

第6条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

（奨学生の資格取消し）

第7条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- 一 在学期間内に、協定留学生としての資格を失ったとき。
- 二 学則による懲戒を受けたとき。
- 三 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、国際交流推進センターが担当する。

（改正）

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

（施行）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。